

人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について

平成 21 年 3 月
総務省人事・恩給局

1 趣旨

第 170 回国会（臨時会）で成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 94 号。以下「改正給与法」という。）において、本府省業務調整手当が新設されたことを受け、人事統計報告に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 3 号。以下「人事統計府令」という。）について、必要な改正を行う。

2 改正内容

（1）規定の整備（第 6 条関係）

人事統計府令第 6 条では、給与支払状況統計報告において報告することとなる、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）等に規定する諸手当等を定めている。

今般、改正給与法により、本府省業務調整手当が新設されたことを踏まえ、規定の整備を行う。

（2）報告様式の整備（様式第 6 関係）

人事統計府令に基づき作成される各種統計報告のうち、様式第 6 に係る統計報告（給与支払状況統計報告）の作成については、一般職給与法等に基づく諸手当等の区分によることとしている。

今般、改正給与法により、本府省業務調整手当が新設されたことを踏まえ、報告様式の整備を行う。